

宮古市立地適正化計画届出制度の手引き

令和 6 年 12 月

目 次

1. 宮古市立地適正化計画について	1
2. 宮古市立地適正化計画の公表に伴う届出について	1
3. 住宅の開発・建築に関する届出について	
3-1. 住宅の開発・建築に関する届出の対象となる行為	3
3-2. 届出の対象とならない行為	4
3-3. 届出に必要な図書	4
4. 誘導施設(都市機能誘導施設)の開発・建築等に関する届出について	
4-1. 誘導施設の開発・建築等に関する届出の対象となる行為	5
4-2. 誘導施設	6
4-3. 届出の対象とならない行為	6
4-4. 届出に必要な図書	7
5. 誘導施設の休止又は廃止に関する届出について	
5-1. 誘導施設の休止又は廃止に関する届出の対象となる行為	8
5-2. 届出に必要な図書	8
6. 手続の流れについて	9
7. 届出に関するQ & A	10
7-1. 届出制度全般	10
7-2. 居住誘導区域外における一定規模以上の住宅等の開発・建築等 ...	12
7-3. 都市機能誘導区域外における誘導施設の開発・建築等	13
7-4. 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止	13
8. 【参考】都市計画図と誘導区域	14
9. 届出様式及び記載例	16

1 宮古市立地適正化計画について

立地適正化計画は、これまでの土地利用規制（用途地域など）に加えて、都市の機能（医療、福祉、子育て、教育、商業、金融、行政など）を都市計画に位置付けることで、居住を含めたまちの活動を誘導・集積させ、持続可能で魅力あふれるまちづくりを推進しようとする計画です。

計画では、主にまちの核となる機能（施設）を誘導する「都市機能誘導区域」、人口を集積する「居住誘導区域」、安全なまちづくり推進のため防災・減災の対策をまとめた「防災指針」を定めます。

2 宮古市立地適正化計画の公表に伴う届出について

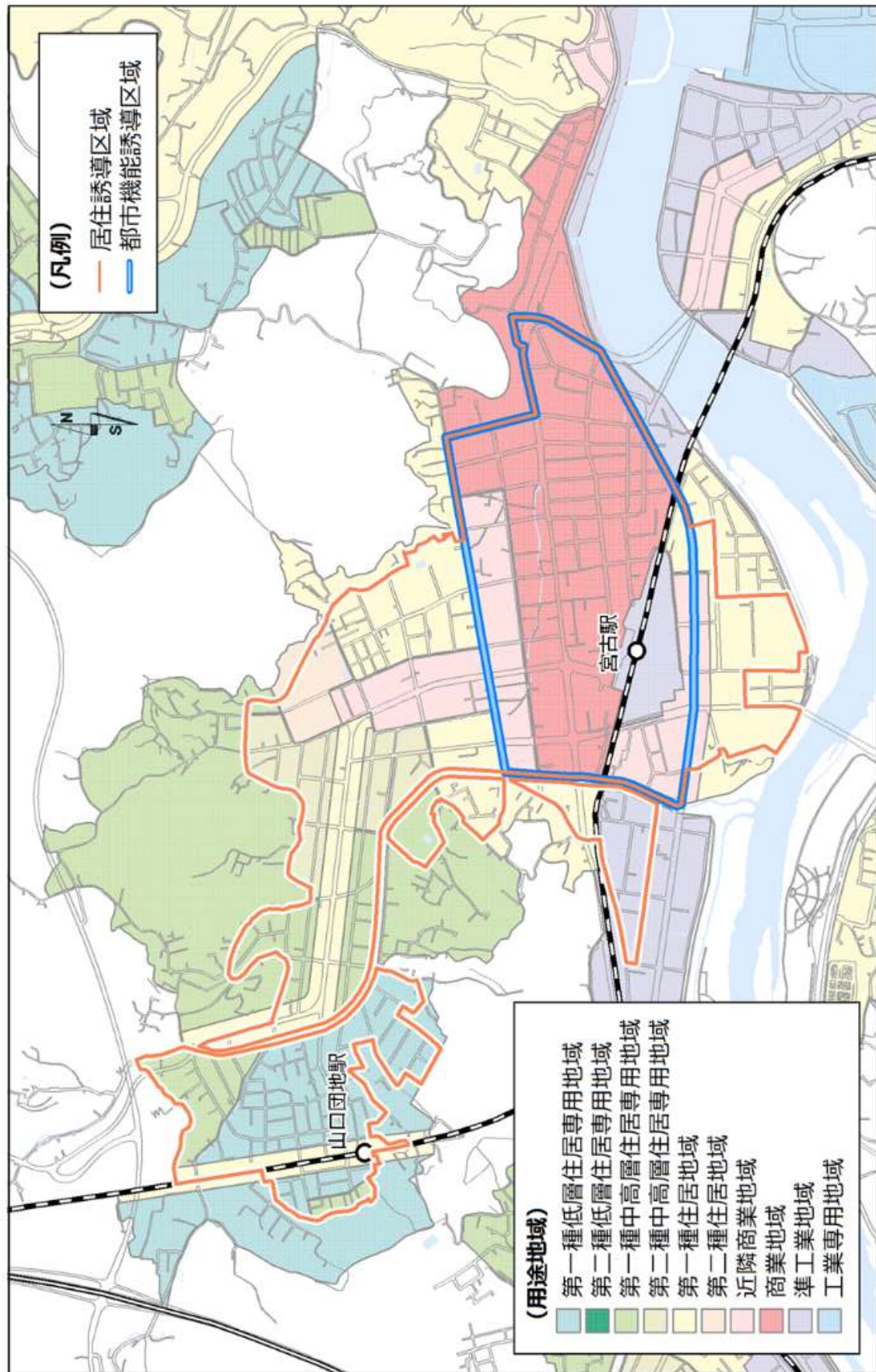
- 立地適正化計画を策定すると、都市再生特別措置法の規定により、居住誘導区域外で一定規模以上の住宅を建築する場合や、都市機能誘導区域外で都市機能誘導施設を建築する場合などは、市への届出が義務づけられることとなります。区域外での建築又は開発が、誘導区域内での立地誘導を図る上で支障があると認められる場合、市は協議・調整の上、勧告等の必要な措置を行うことができます。
- また、都市機能誘導区域内に立地している都市機能誘導施設を休止又は廃止しようとする場合にも、市への届出が義務づけられます。
- これにより、誘導区域外における建築物等の開発及び建築行為の動向や誘導施設の廃止の動向等を把握するとともに、届出者に対して誘導区域内での誘導施設に関する情報提供等を行うことにより、時間をかけて緩やかに持続可能な都市構造への誘導を図ります。

●都市機能誘導区域とは

医療・福祉・商業等の都市機能を維持・誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

●居住誘導区域とは

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて、商業・医療・福祉等の生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、人口密度の維持を図るべき区域



3 住宅の開発・建築に関する届出について

3-1. 住宅の開発・建築に関する届出の対象となる行為

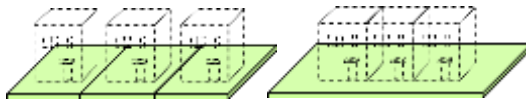
〔都市再生整備計画特別措置法第 88 条、同施行規則第 26 条、同施行規則第 35 条〕

居住誘導区域外で、次の開発行為や建築等行為を行おうとする場合には、これらの行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日等を市に届け出なければなりません。

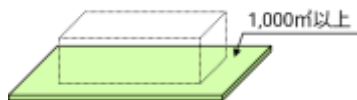
(1) 開発行為

(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更〔都市計画法第 4 条第 12 項〕)

○ 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為を行う場合



○ 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m²以上のもの



(2) 建築行為

(建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転する行為〔建築基準法第 2 条第 13 号〕)

○ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合

○ 建築物を改築、又は建築物の用途を変更して、3 戸以上の住宅とする場合



3-2. 届出の対象とならない行為

〔都市再生特別措置法第 88 条第 1 項第 1～4 号、同法施行令第 27・28 条〕
居住誘導区域外であっても、次の行為については、届出は不要です。

- (1) 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - ① 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
 - ② ①の住宅等の新築
 - ③ 建築物を改築し、又はその用途を変更して①の住宅等とする行為
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 都市計画事業の施行として行う行為
- (4) (3) に準ずる行為として政令で定める行為（都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為）
- (5) その他市の条例で定める行為（※宮古市では定めておりません）

3-3 届出に必要な図書

〔都市再生特別措置法第 88 条、同法施行規則 35・37・38 条〕
届出の対象となる行為を行おうとする場合には、次の図書により届け出を行ってください。

- (1) 開発行為を行う場合
 - ① 届出書：様式第十〔都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号〕
 - ② 添付図書
 - ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：1/1,000 以上
 - ・設計図：1/100 以上
 - ・その他参考となるべき事項を記載した図書
位置図、付近見取図、求積図
- (2) 建築等行為を行う場合
 - ① 届出書：様式第十一〔都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号〕
 - ② 添付図書
 - ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面：1/100 以上
 - ・住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図：1/50 以上
 - ・その他参考となるべき事項を記載した図書
位置図、求積図
- (3) 上記行為の変更を行う場合
 - ① 届出書：様式第十二〔都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項〕
 - ② 添付図書
 - ・上記行為を行う場合と同様
 - ・当初（変更前）の行為の届出に関する受理通知書の写し

4 誘導施設（都市機能誘導施設）の開発・建築等に関する届出について

4-1. 誘導施設の開発・建築等に関する届出の対象となる行為

〔都市再生特別措置法第108条、同法施行規則第52条〕

都市機能誘導区域外で、計画に位置づけた誘導施設に関する次の開発行為や建築等行為を行おうとする場合には、これらの行為に着手する日の30日前までに、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日等を市に届け出なければなりません。

(1) 開発行為

（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更〔都市計画法第4条第12項〕）

○誘導施設を有する建築物の開発行為を行おうとする場合

(2) 建築行為

（建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転する行為〔建築基準法第2条第13号〕）

○誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合

○建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする場合

○建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

例) 診療所（誘導施設）を建築する場合



4-2. 誘導施設

宮古市立地適正化計画では、都市再生特別措置法第 81 条第 2 項第 3 号の規定による誘導施設を、次のとおり設定しています。

施設区分	施設の種類
行政	市役所本庁舎
医療	医師数が不足している診療科(小児科・産婦人科・呼吸器内科・眼科・耳鼻咽喉科・泌尿器科)の病院・診療所(民営)
介護福祉	全市を対象とする保健センター
子育て	複合的な機能を持つ保育所・幼稚園・児童館・子育て支援センター等
教育	高等教育機関(サテライト機能等)
文化	市民交流センター
商業	小売店舗(店舗面積が 1,000 ㎡を超えるもの)

4-3. 届出の対象とならない行為

〔都市再生特別措置法第 108 条第 1 項第 1～4 号、同法施行令第 35・36 条〕
都市機能誘導区域外であっても、次の行為については、届出は不要です。

- (1) 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - ① 宮古市立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
 - ② ①の誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
 - ③ 建築物を改築し、又はその用途を変更して①の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 都市計画事業の施行として行う行為
- (4) (3) に準ずる行為として政令で定める行為〔都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為〕
- (5) その他市の条例で定める行為（※宮古市では定めておりません）

4-4. 届出に必要な図書

[都市再生特別措置法第108条, 同法施行規則第52・54・55条]

届出の対象となる行為を行おうとする場合には, 次の図書により届け出を行ってください。

(1) 開発行為を行う場合

- ① 届出書: 様式第十八 [都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号]
- ② 添付図書
 - ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面: 1/1,000 以上
 - ・設計図: 1/100 以上
 - ・その他参考となるべき事項を記載した図書
位置図、付近見取図、求積図

(2) 建築等行為を行う場合

- ① 届出書: 様式第十九 [都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号]
- ② 添付図書
 - ・敷地内における建築物等の位置を表示する図面: 1/1,000 以上
 - ・建築物の二面以上の立面図及び各階平面図: 1/50 以上
 - ・その他参考となるべき事項を記載した図書
位置図、求積図

(3) 上記行為の変更を行う場合

- ① 届出書: 様式第二十 [都市再生特別措置法施行規則第55条第1項]
- ② 添付図書
 - ・上記行為を行う場合と同様
 - ・当初(変更前)の行為の届出に関する受理通知書の写し

5 誘導施設の休止又は廃止に関する届出について

5－1. 誘導施設の休止又は廃止に関する届出の対象となる行為

〔都市再生特別措置法第 108 条の 2，同法施行規則第 55 条の 2〕

都市機能誘導区域内で，計画に位置づけた誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には，休止又は廃止しようとする日の 30 日前までに，その旨を市に届け出なければなりません。

届出は，計画の公表前から存在している施設も対象となります。

5－2 届出に必要な図書

〔都市再生特別措置法第 108 条の 2，同法施行規則第 55 条の 2〕

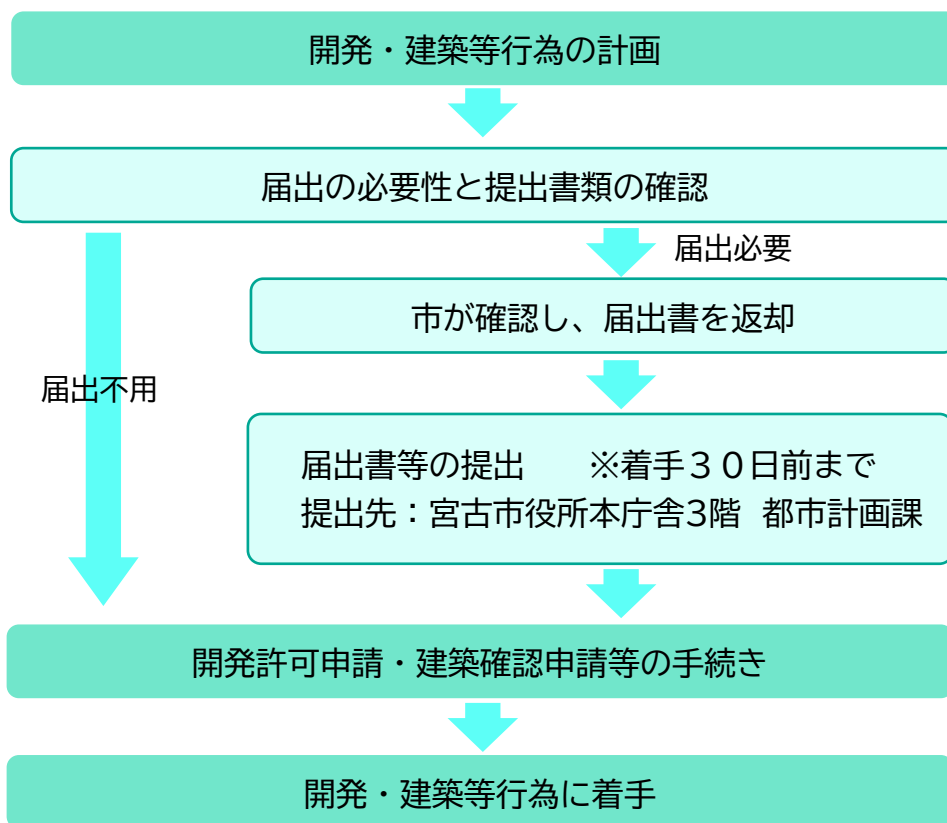
(1) 誘導施設の休止又は廃止を行う場合

- ① 届出書：様式第二十一〔都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2〕

6 手続の流れについて

届出書等は、行為又は休廃止の着手 30 日前までに宮古市役所都市計画課に 2 部提出して下さい。

- ・市は提出書類を確認し、不備がない場合は、届出書に受付印を押印して返却します。
なお、届け出の内容によっては、返却までに時間を要することもあります。
- ・開発許可申請や建築確認申請等の手続については、各担当課に御確認下さい。



- * 届出をしないで、又は虚偽の届出をして、開発行為及び建築等行為を行った場合、都市再生特別措置法第 130 条の規定に基づき 30 万円以下の罰金に処されることがあります。
- * 届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第 35 条「重要事項の説明等」の対象になります。
- * 開発・建築等行為が住宅や都市機能等の立地誘導に支障があると認められる場合は、都市再生特別措置法の規定に基づき、勧告などの必要な措置を行うことがあります。

7 届出に関するQ & A

7-1. 届出制度全般

Q1：届出書及び添付図書は何部提出すればいいのですか。

A1：2部提出してください。

Q2：各誘導区域の範囲はどこで確認できますか。

A2：宮古市役所本庁舎3階 都市計画課の窓口で確認することができます。
また、市のホームページからも確認可能です。

Q3：都市計画区域外で行う行為についても届出は必要ですか。

A3：立地適正化計画の対象区域は都市計画区域内であるため、都市計画区域外で行う行為は、届出の対象外です。

Q4：この届出を行えば、開発許可申請や建築確認申請は不要となりますか。

A4：この届出は、都市再生特別措置法に基づくものです。開発許可申請や建築確認申請など、他の法令などに基づく手続きは、これとは別に、それぞれ必要となります。

Q5：この届出は、開発許可申請や建築確認申請の前に行わなければならないのですか。

A5：法的には、前後関係の定めはありませんが、届出制度は、市が誘導区域外における開発行為・建築等行為の動向や誘導施設の休止・廃止の動向等を把握するとともに、届出者に対して誘導区域内での誘導施設に関する情報提供等を行うためのものですので、開発許可申請や建築確認申請等の前に届出を行っていただくようお願いします。

Q6：届出後に市からの通知はありますか。

A6：届出書の受理後、受理通知を届出者に交付します（交付までに概ね1～2週間を要します）。なお、届出の内容等によっては、届出者に対して勧告等を行う場合があります。

Q7：勧告はどのようなときに行われるのですか。

A7：住宅の開発・建築等に関する届出については居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認められる場合、誘導施設の開発・建築等に関する届出については都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認められる場合に勧告をする場合があります。また、誘導施設の休廃止の届出については新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、当該施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認められる場合に助言又は勧告をする場合があります。

Q 8 : 届出者は誰になりますか。

A 8 : 開発行為の場合は開発行為者で、建築等行為の場合は建築主となります。共有等で記入しきれない場合は代表者氏名（他〇名）と記載し、別紙に共有者各々の住所・氏名を記載し添付してください。

Q 9 : 仮設建築物は届出対象になりますか。

A 9 : 仮設建築物は届出の対象になりません。期間限定の催し物等において、一時的に誘導施設の用途となる場合も届出の対象になりません。また、仮設のための開発行為も届出の対象になりません。

Q10 : 誘導施設、住宅部分のいずれも届出の対象となる場合、一つの様式で届出ができますか。

A10 : 誘導施設、住宅のそれぞれについての届出が必要となります。

Q11 : 今後、誘導区域や誘導施設が変更となることはありますか。

A11 : 立地適正化計画は、おおむね5年ごとに計画に記載した誘導施策の実施状況について確認・検証・評価を行い、計画の進捗状況や妥当性等を精査・検証し、必要に応じて見直しを行う予定です。この見直しにより、誘導区域や誘導施設を変更すること考えられます。

Q12 : 届出に関する罰則はありますか。

A12 : 届出をしないで又は虚偽の届出をして届出の対象となる開発・建築等に関する行為（この手引きの3-1と4-1に該当する行為）を行なった場合、都市再生特別措置法第130条に基づき罰金に処せられることがあります。なお、誘導施設の休止又は廃止に関する届出については罰則はありません。

Q13 : 届出については、重要事項として説明が必要ですか。

A13 : 説明が必要です。宅地建物取引業者は、相手方等に対して宅地若しくは建物の売買等の契約が成立するまでの間に説明をしなければならない法令上の制限として、都市再生特別措置法の規定による都市機能誘導区域外及び居住誘導区域外における建築物等の届出義務が追加されました。

（宅地建物取引業法第35条第1項第2号：重要事項の説明等）

届出義務を知らないで宅地又は建物を購入等した者は、これらの届出をしない場合に罰則が科せられるなど、不測の損害を被る可能性があるため、宅地建物取引において、取引の相手方に対し、都市機能誘導区域外及び居住誘導区域外における建築物等の届出義務についての説明が必要となります。

Q14 : 届出制度は、いつから運用しているのですか。

A14 : 届出制度は、宮古市立地適正化計画を公表した令和6年12月27日から運用を開始しています。

7-2. 居住誘導区域外における一定規模以上の住宅等の開発・建築等

Q15：届出の対象となる「住宅」とは、どのようなものですか。

A15：建築基準法における一戸建ての住宅、長屋、共同住宅が対象です。また、建物の一部にこれらを含む場合も対象となります。なお、寄宿舍、下宿、有料老人ホームは届出の対象外です。

Q16：店舗兼用住宅、サービス付高齢者向け住宅や社宅についても「住宅」に該当しますか。

A16：店舗兼用住宅については、建築基準法において、「住宅」に該当する部分を一部でも含むと判断されるものは「住宅」として取り扱います。また、サービス付高齢者向け住宅や社宅など、実態に応じて、建築基準法の共同住宅に該当すると判断されるものも「住宅」として取り扱います。

Q17：住宅に関する開発行為や建築等行為を行う土地が、居住誘導区域の内外に跨る場合はどのように扱われるのですか。

A17：居住誘導区域の内外に跨る住宅に関する開発行為や建築等行為については、届出は不要です。

Q18：戸建て住宅について、どのような場合に「3戸以上」とみなされ、届出の対象になりますか。

A18：同一の申請者が、同一の時期に、隣接しあう土地に3戸以上の住宅を建築する場合に、届出の対象になります。（例：建売住宅など）

Q19：既存が3戸以上の住宅で、それを改築し3戸以上の住宅とした場合、届出は必要ですか。

A19：改築や用途の変更をした後の建築物が3戸以上の住宅となれば届出の対象となります。

Q20：民間事業者等が居住誘導区域外に分譲地を開発したうえ、3戸以上の住宅の建売りを行う場合、各戸の着工が同時ではなく1つずつのときは、建築等行為の届出は必要ですか？また、必要な場合はいつ届け出るべきですか。

A20：届出が必要です。1戸目の行為に着手する30日前までにまとめて届出を行ってください。

7-3. 都市機能誘導区域外における誘導施設の開発・建築等

Q21：誘導施設に関する開発行為や建築等行為を行う土地が、都市機能誘導区域の内外に跨る場合はどのように扱われるのですか。

A21：都市機能誘導区域の内外に跨る誘導施設（当該拠点に設定されている誘導施設に限ります）に関する開発行為や建築等行為については、届出は不要です。

Q22：建物の一部に誘導施設を含む複合施設は届出の対象となりますか。

A22：一部でも誘導施設を有する場合は対象となります。

Q23：一つの建築物に複数の種類の誘導施設を設け、そのいずれも届出の対象となる場合、それぞれに届出が必要ですか。

A23：誘導施設に関する届出は各誘導施設がわかるように一つにまとめて行ってください。

7-4. 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止

Q24：休止の届出が必要になる休止期間はどれくらいですか。また、施設の建替えや改装等で休止する場合にも届出が必要ですか。

A24：3ヶ月以上休止する場合は届出が必要となります。建替えや改装等についても3カ月以上休止する場合には届出が必要です。

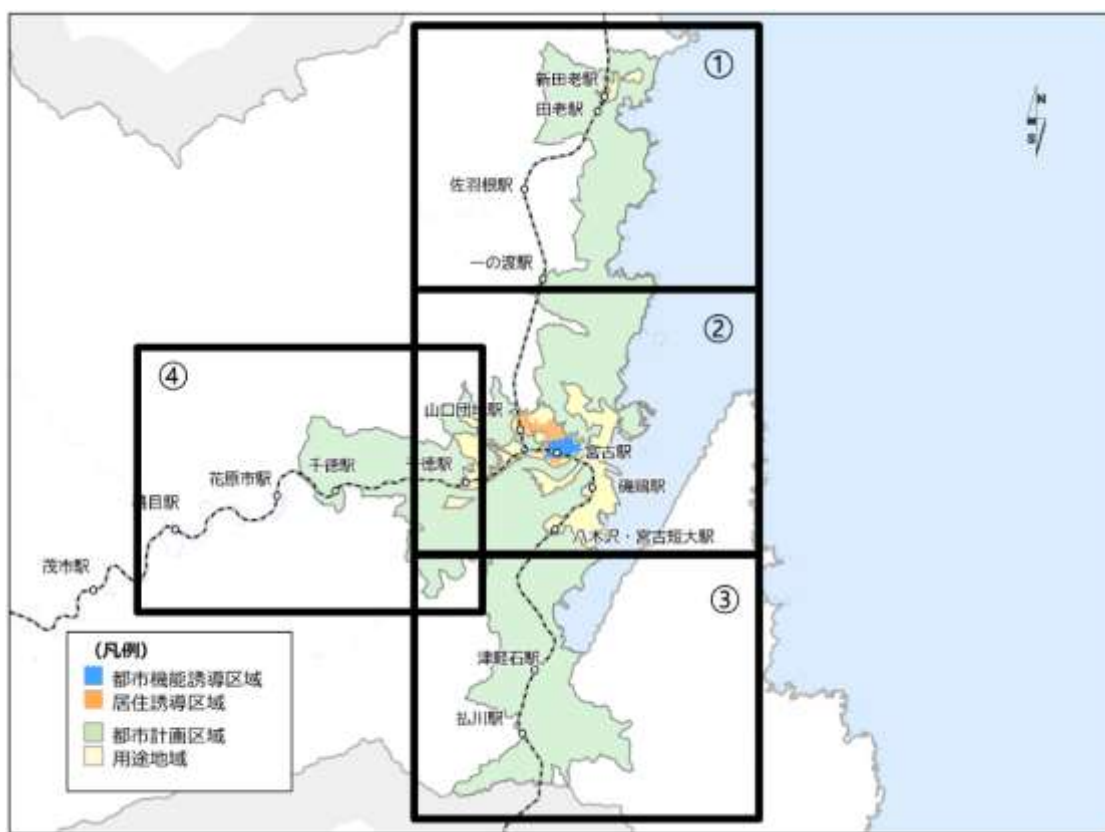
Q25：都市機能誘導区域内の別の場所に移転する場合も届出が必要ですか。

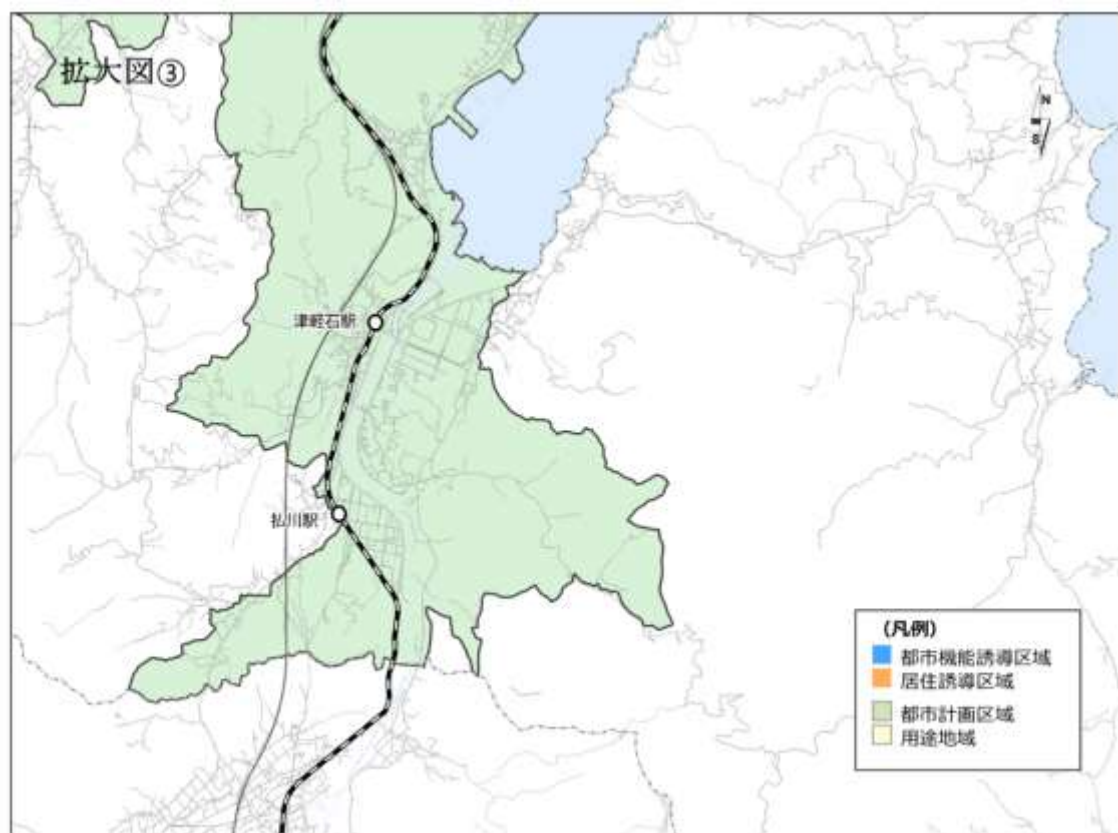
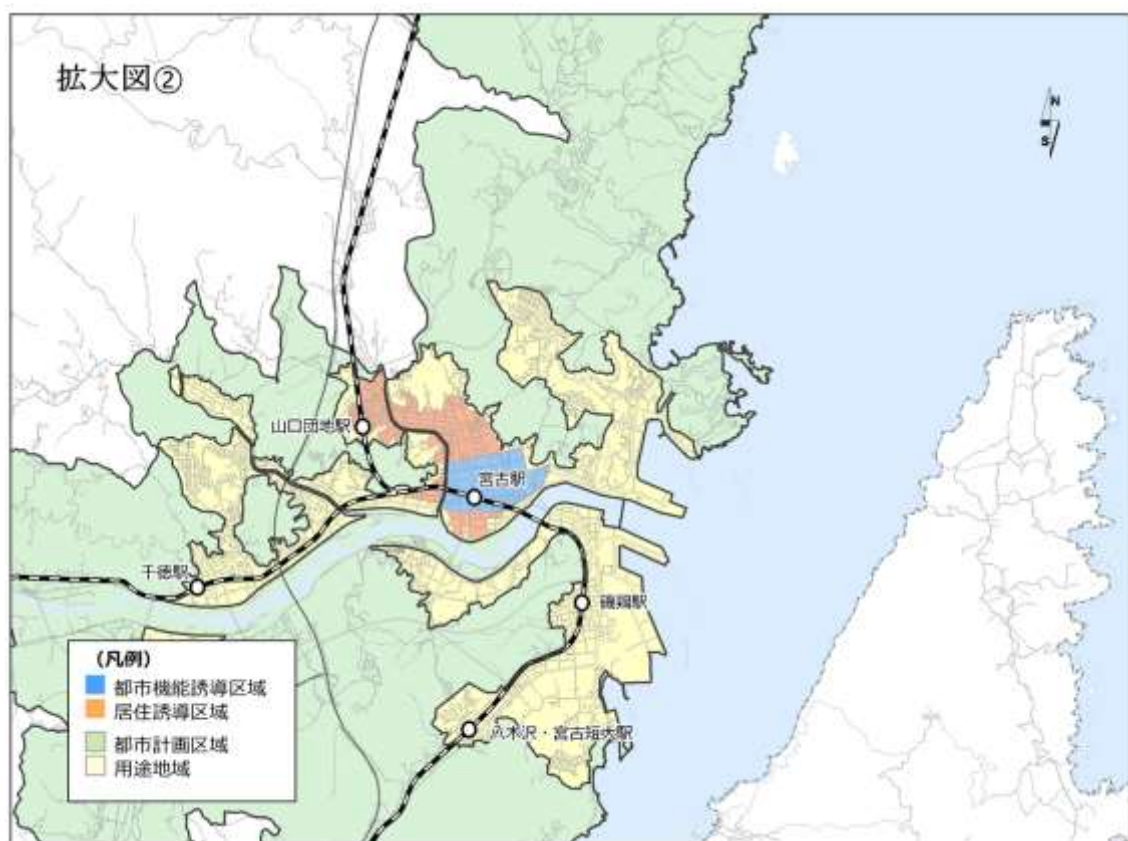
A25：必要です。

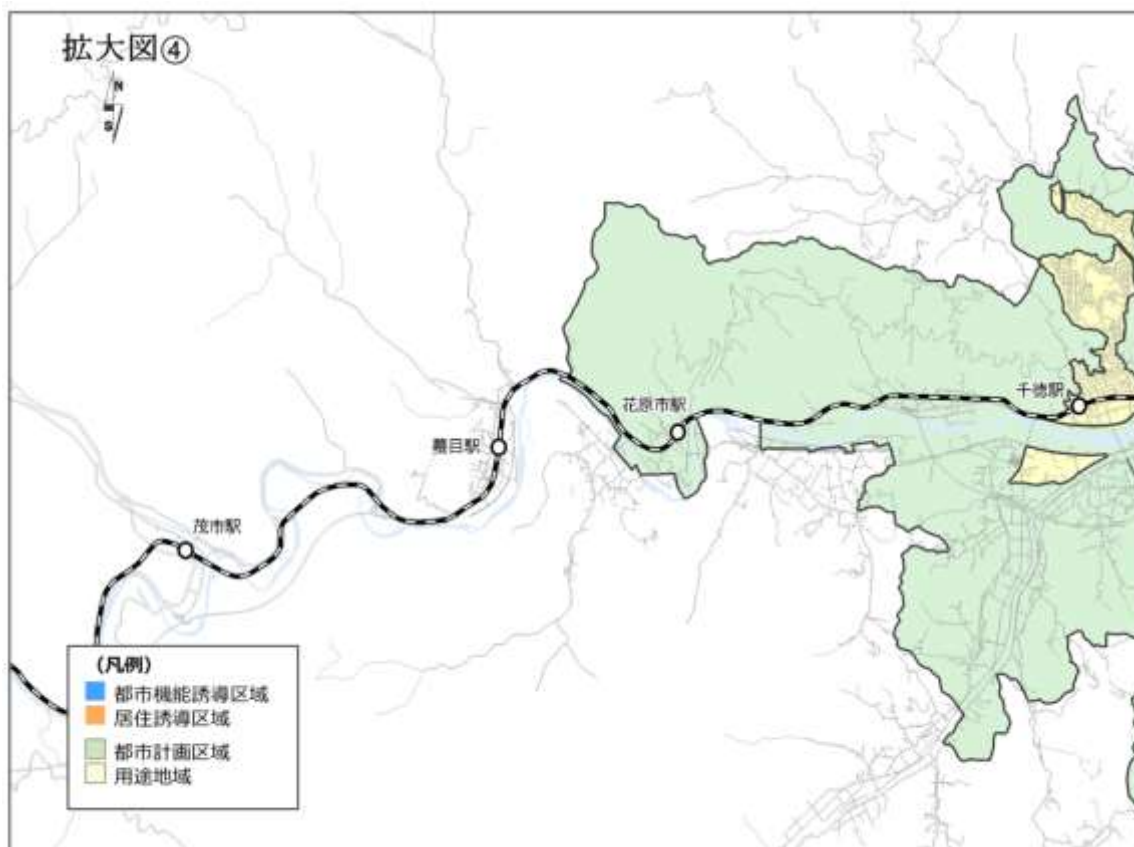
Q26：誘導施設を廃止（休止）しますが、別事業者が同じ用途で建築物（敷地）を使用することが決まっている場合でも届出が必要ですか。

A26：必要です。届出書に休廃止後の建築物の使用予定を記載する項目がありますので、休廃止後について決まっている場合は記載してください。

8 【参考】都市計画図と誘導区域







9 届出様式及び記載例

様式第十（第三十五条第一項第一号関係）

記載例

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 7 年 1 月 21 日

着手する 30 日前までの届出が必要です。

宮古市長 ○○ ○○ 様

届出者 住所 宮古市宮町一丁目○番○号
氏名 株式会社○○○○
代表取締役 ○○ ○○

届出内容に関する連絡先を記載してください。

連絡先（手続き関係）

Tel. ○○○-○○○-○○○○

担当 株式会社○○○○ ○○○○

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	宮古市近内 4 丁目 9 9 番 9 8, 9 9 番 9 9
	2 開発区域の面積	5,000 平方メートル
	3 住宅等の用途	一戸建ての住宅
	4 工事の着手予定年月日	令和 7 年 3 月 5 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 7 年 8 月 31 日
	6 その他必要な事項	住宅戸数 6 戸 計画している住宅戸数、住宅用区画数等を記載してください

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

備考 用紙の大きさ 日本産業規格 A 4

様式第十（第三十五条第一項第一号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき，開発行為について，下記により届け出ます。 年 月 日 宮古市長 ○○ ○○ 様 届出者 住所 氏名 連絡先（手続き関係） Tel 担当		
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては，氏名は，その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

備考 用紙の大きさ 日本産業規格 A 4

様式第十一（第三十五条第一項第二号関係）

住宅等を新築し，又は建築物を改築し，若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき， 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 について，下記により届け出ます。 令和 7 年 1 月 21 日 宮古市長 ○○ ○○ 様 届出者 住所 宮古市宮町一丁目○番○号 氏名 ○○ ○○ 連絡先（手続き関係） Tel. ○○○-○○○-○○○○ 担当 株式会社○○○○ ○○○○ 届出内容に関する連絡先を記載してください。 着手する 30 日前までの届出が必要です。	
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在，地番，地目及び面積	〔所在・地番〕 宮古市近内 4 丁目 99 番 98 〔地目〕 宅地 〔面積〕 935.06 平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	着手予定年月日 令和 7 年 3 月 5 日 完了予定年月日 令和 7 年 8 月 31 日 住宅戸数 10 戸

注 届出者が法人である場合においては，氏名は，その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

着手予定，完了予定年月日，住宅戸数等を記載してください。

備考 用紙の大きさ 日本産業規格 A 4

様式第十一（第三十五条第一項第二号関係）

住宅等を新築し，又は建築物を改築し，若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき， 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 } について，下記により届け出ます。 年 月 日 宮古市長 ○○ ○○ 様 届出者 住所 氏名 連絡先（手続き関係） Tel 担当	
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在，地番，地目及び面積	
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては，氏名は，その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

備考 用紙の大きさ 日本産業規格 A 4

様式第十二（第三十八条第一項関係）

変更に係る行為に着手する 30 日前
までの届出が必要です。

行為の変更届出書

令和 7 年 5 月 8 日

宮古市長 ○○ ○○ 様

届出者 住所 宮古市宮町一丁目○番○号
氏名 ○○ ○○

届出内容に関する連絡先を
記載してください。

連絡先（手続き関係）

TEL ○○○-○○○-○○○○

担当 株式会社○○○○ ○○○○

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記
により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和 7 年 1 月 21 日
- 2 変更の内容
土地の面積（変更前：935.06 m²，変更後：999.50 m²）
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 7 年 6 月 15 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 7 年 8 月 31 日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏
名を記載すること。
- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

※当初（変更前）の行為の届出に関する受理通知書の写しを添付してください。

備考 用紙の大きさ 日本産業規格 A 4

様式第十二（第三十八条第一項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

宮古市長 ○○ ○○ 様

届出者 住所
氏名

連絡先（手続き関係）

Tel

担当

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日
2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日
4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

備考 用紙の大きさ 日本産業規格 A 4

様式第十八（第五十二条第一項第一号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 7 年 1 月 21 日

宮古市長 ○○ ○○ 様

届出者 住所 宮古市宮町一丁目○番○号
氏名 ○○ ○○

連絡先（手続き関係）
TEL ○○○-○○○-○○○○
担当 ○○ ○○

届出内容に関する連絡先を記載してください。

変更に係る行為に着手する 30 日前までの届出が必要です。

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	宮古市山口三丁目 9 9 番 9 9
	2 開発区域の面積	1,831.45 平方メートル
	3 建築物の用途	診療所（小児科）
	4 工事の着手予定年月日	令和 7 年 3 月 5 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 7 年 8 月 31 日
	6 その他必要な事項	誘導施設であることがわかるように記載してください。

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

備考 用紙の大きさ 日本産業規格 A 4

様式第十八（第五十二条第一項第一号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき，開発行為について，下記により届け出ます。 年 月 日 宮古市長 ○○ ○○ 様 届出者 住所 氏名 連絡先（手続き関係） TEL 担当		
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては，氏名は，その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

備考 用紙の大きさ 日本産業規格 A 4

様式第十九（第五十二条第一項第二号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 について、下記により届け出ます。 令和 7 年 1 月 21 日 宮古市長 ○○ ○○ 様 届出者 住所 宮古市宮町一丁目○番○号 氏名 ○○ ○○ 連絡先（手続き関係） Tel. ○○○-○○○-○○○○ 担当 ○○ ○○ 誘導施設であることがわかる ように記載してください。 変更に係る行為に着手する 30 日前 までの届出が必要です。 届出内容に関する連絡先を 記載してください。	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	〔所在・地番〕 宮古市山ロー一丁目 99 番 99 〔地目〕 宅地 〔面積〕 888.08 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	診療所（小児科）
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	着手予定年月日 令和 7 年 3 月 5 日 完了予定年月日 令和 7 年 8 月 31 日

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

着手予定、完了予定年月日
等を記載してください。

様式第十九（第五十二条第一項第二号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し，又は建築物を改築し，若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき， 〔誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為〕 について，下記により届け出ます。 年 月 日 宮古市長 ○○ ○○ 様 届出者 住所 氏名 連絡先（手続き関係） TEL 担当	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在，地番，地目及び面積	
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては，氏名は，その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

備考 用紙の大きさ 日本産業規格 A 4

様式第二十（第五十五条第一項関係）

変更に係る行為に着手する 30 日前
までの届出が必要です。

行為の変更届出書

令和 7 年 5 月 8 日

宮古市長 ○○ ○○ 様

届出者 住所 宮古市宮町一丁目○番○号
氏名 ○○ ○○

届出内容に関する連絡先を
記載してください。

連絡先（手続き関係）

TEL ○○○-○○○-○○○○

担当 ○○ ○○

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下
記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和 7 年 1 月 21 日
- 2 変更の内容
土地の面積（変更前：888.08 m²，変更後：999.09 m²）

- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 7 年 6 月 15 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 6 年 8 月 31 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏
名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

※当初（変更前）の行為の届出に関する受理通知書の写しを添付してください。

備考 用紙の大きさ 日本産業規格 A 4

様式第二十（第五十五条第一項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

宮古市長 ○○ ○○ 様

届出者 住所
氏名

連絡先（手続き関係）

TEL

担当

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

備考 用紙の大きさ 日本産業規格 A 4

様式第二十一（第五十五条の二関係）

誘導施設の休廃止届出書

休止又は廃止しようとする
日の 30 日前までの届出が
必要です。

令和 7 年 2 月 22 日

宮古市長 ○○ ○○ 様

届出者 住所 宮古市宮町一丁目○番○号
氏名 ○○ ○○

届出内容に関する連絡先を
記載してください。

連絡先（手続き関係）

TEL ○○○-○○○-○○○○

担当 ○○ ○○

都市再生特別措置法第 108 条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（~~休止~~）**廃止**について、下記により届け出ます。

記

- 1 ~~休止~~ **（廃止）** しようとする誘導施設の名称，用途及び所在地

名称：○○○○産婦人科医院，用途：診療所（産婦人科），

所在地：宮古市大通二丁目○番○号

- 2 ~~休止~~ **（廃止）** しようとする年月日

令和 7 年 3 月 31 日

- 3 休止しようとする場合にあっては，その期間

誘導施設であることがわかる
ように記載してください。

- 4 ~~休止~~ **（廃止）** に伴う措置

（1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合，予定される当該建築物の用途

（2）~~休止~~ **（廃止）** 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合，当該建築物の存置に関する事項

建築物は，令和 7 年 6 月に除却予定

注 1 届出者が法人である場合においては，氏名は，その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

- 2 4 (2) 欄には，当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について，当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

備考 用紙の大きさ 日本産業規格 A 4

様式第二十一（第五十五条の二関係）

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

宮古市長 ○○ ○○ 様

届出者 住所
氏名

連絡先（手続き関係）

TEL

担当

都市再生特別措置法第 108 条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
- 2 休止（廃止）しようとする年月日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）に伴う措置
 - （1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - （2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

- 2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

備考 用紙の大きさ 日本産業規格 A 4